

平成29年11月10日（金）  
 愛知県県民生活部県民生活課  
 消費生活相談グループ  
 担当 田中、儀貝  
 内線 5031・5032  
 ファックス 052-954-6165

## — 消費者トラブル情報 —

< あいちクリオ通信 平成29年11月号 (No. 353) >

### 不当請求ハガキに関する相談が大幅増加！

- 平成29年4月～9月の6か月間に愛知県及び市町村の消費生活センター等に寄せられた相談のうち、法務省などをかたる不当請求ハガキに関する相談は1,446件で、前年同期（13件）に比べて111倍と大幅に増加しています(下図参照)。
- 「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等と題したこのハガキは、契約不履行があるかのような内容と、裁判取り下げ期日までに連絡をしないと給与等を差し押さえると記載されています。
- ハガキの問合せ窓口で電話をしたところ、裁判取り下げ費用を請求されたり、さらに別の費用を請求されたりする被害が多数見受けられます(詳細はP3参照)。
- こうした身に覚えのないハガキは、相手にせず、無視しましょう。

#### ハガキの例

#### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)288 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

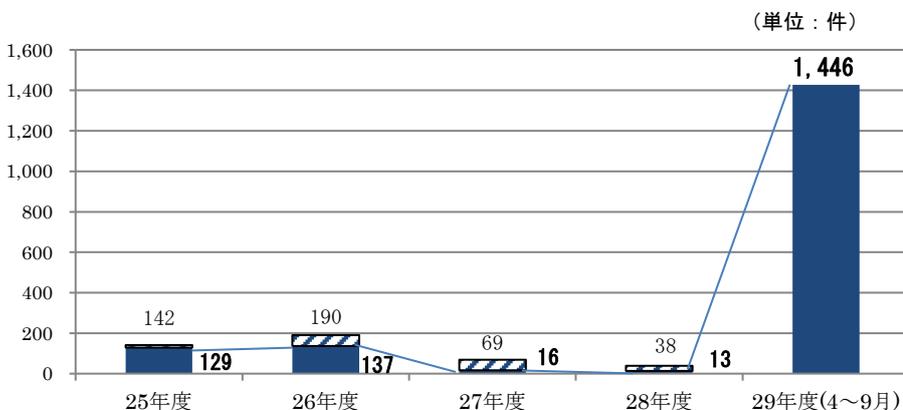
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年10月17日

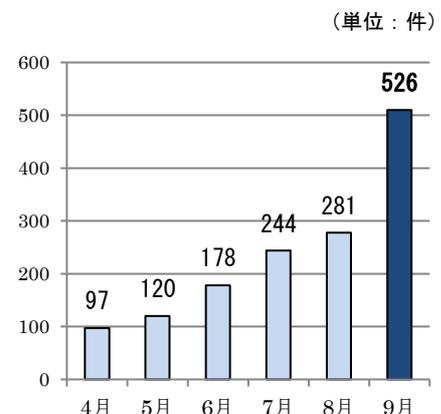
法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
 東京都千代田区霞が関3丁目1番7号  
 取り下げ等のお問合せ窓口 03-6914-1304  
 受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

【不当請求ハガキに関する相談件数】



※25年度～28年度の件数は、上が年度計、右下が4～9月

【29年度当該相談件数の月別推移】



愛知県及び市町村の消費生活センター始め市町村消費生活相談窓口が、平成29年10月31日時点のPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録した相談のうち、不当請求ハガキに関する相談のデータを集計しています。

## 不当請求ハガキに関する相談概要とアドバイス

<データ及び最近の事例から>

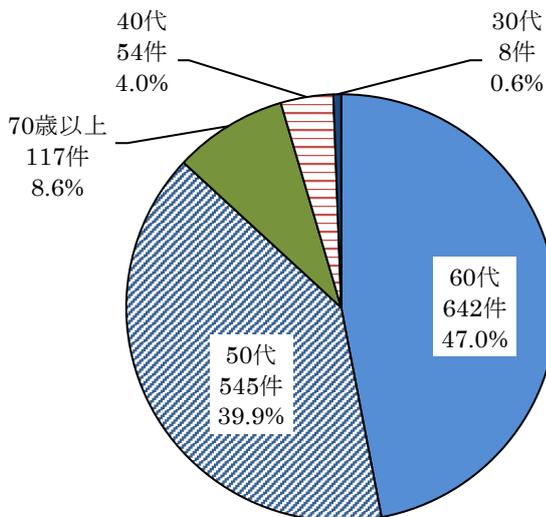
☆ 平成29年4月～9月に寄せられた相談1,446件について、契約当事者の年代別で見ると、60代が642件（47.0%）で最も多く、次いで50代が545件（39.9%）、70歳以上が117件（8.6%）となっています。（年齢不明の80件を除く。）

☆ 契約当事者性別では、女性が1,392件（96.9%）で大半を占めており、男性が44件（3.1%）となっています。（性別不明の10件を除く。）

☆ 契約当事者と相談者の相違別では、同一の場合が1,192件（82.7%）で、異なる場合が250件（17.3%）となっています。（不明の4件を除く。）

☆ 実際に支払ってしまった件数は6件（0.4%）となっています。

### ◆契約当事者年代別（不明除く）



### ◆契約当事者性別（不明除く）

女性：1,392件（96.9%）

男性：44件（3.1%）

### ◆契約当事者職業等別（不明除く）（上位3種）

家事従事者：580件（43.3%）

給与生活者：488件（36.4%）

無職：202件（15.1%）

### ◆契約当事者と相談者の相違別（不明除く）

契約当事者と相談者が同一：1,192件（82.7%）

契約当事者と相談者が異なる：250件（17.3%）

### ◇愛知県内の相談件数内訳

愛知県	332件
市町村	1,114件
計	1,446件

### ◆支払済件数

6件（0.4%）



## 愛知県に寄せられた相談事例

◎「未納料金があり、連絡をすれば裁判を取り下げる」とのハガキが届いたので、電話をしてコンビニで支払った。(60代、女性)

昨日、「総合消費料金が未納。連絡をすれば裁判を取り下げる。」等と書かれたハガキが届いた。最終期日当日だったので電話をしたところ、弁護士を紹介された。弁護士に連絡をしたところ、「これから調査する。供託金10万円を払えば裁判を止められる。供託金は返還される。コンビニエンスストアのレジでインターネット収納代金だといって10万円を支払うように。」と言われたため、指示通りに支払った。今朝、弁護士から「債権者が分かったので連絡するように。」と言われ、連絡をしたところ、「600万円の債権を200万円で買い取っている。200万円払ってほしい。」と言われた。警察に相談したら放置しておけばよいと助言されたが、不安。

(助言) 不特定多数に送られた不当請求ハガキのため、今後業者から電話がかかってくる相手にもする必要はないことを助言した。レシートを確認したところ、大手通販サイト業者に支払ったことになっていたため、支払いの肩代わりをさせられている。返還は難しいと思われるが、大手通販サイト業者に連絡をするよう助言した。

◎「連絡がなければ給与を差押さえる」とのハガキが届いたので、電話をして電子ギフト券で20万円支払った。(60代、女性)

「連絡がなければ、給与を差し押さえる。」等と書かれたハガキが届いた。期日当日であったので電話をしたところ、「アダルトサイト利用の未納料金に延滞金を加えた20万円を支払うように。今日中に支払えば裁判は取り下げる。」と言われた。身に覚えはないが裁判と言われて怖くなり支払うことにした。5万円の電子ギフト券4枚をコンビニエンスストア2店舗に分けて購入するよう指示され、券面に記載してある番号を伝えた。今日、電話で「別の債権が残っている。1万6千円支払えば保険で救済できる。」と言われた。これ以上支払いたくない。

(助言) 不特定多数に送られた不当請求ハガキのため、相手にする必要はなかった。警察に詐欺の届出をするとともに、お金が戻る保証はないが、電子ギフト券会社に連絡をして利用停止に応じてほしいと申し出る方法があることを助言した。

⇒後日、相談者から「すぐに電子ギフト券会社に電話をしたところ、20万円は利用されておらず、戻ってくるようになった。警察にも被害を届け出た。」との報告があった。

## トラブルを防ぐアドバイス

☆身に覚えのない料金請求ハガキが届いたら・・・

【まずは差出人を確認しましょう】

・差出人の名称が、「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」、「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」、「民事訴訟管理センター」の場合や類似の名称の場合は不当請求ハガキです。相手にしないでください。(裁判所からの特別送達による場合は、無視せず、御相談ください。)

【次のことに注意しましょう】

・「訴訟最終告知のお知らせ」等と題し、文面には「訴訟を開始する。」、「給与、動産、不動産を差し押さえる。」等との記載で不安をあおり、本人から電話をかけさせる手口です。  
・ハガキに書かれた電話番号に連絡をしてしまうと、個人情報を開き出されたり、身に覚えのないサイト利用料金や裁判取下げ費用等を請求されます。絶対に電話をしないでください。

☆不安や疑問に思ったら・・・

・早めに県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費生活相談窓口の御案内

消費生活上のトラブルなどでお困りの際には、お早めに愛知県消費生活総合センター及び西三河消費生活相談室又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

愛知県の消費生活センター			
相談窓口名称	電話番号	相談受付時間	
		消費生活相談窓口	多重債務法律相談(予約制)
愛知県消費生活総合センター	(052)962-0999	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00	火・木 13:00～16:00
西三河消費生活相談室	(0564)27-0999	月～金 9:00～16:30	第1・3火 13:00～16:00

※平成29年3月末日をもって、尾張、海部及び知多消費生活相談室の相談業務は終了しました。

市町村の消費生活センター(原則、それぞれの市町村内にお住まいの方を対象としています。) ※H29.11.1現在			
○東三河消費生活総合センター	(0532)51-2305	○西尾市消費生活センター	(0563)65-2161
・東三河消費生活豊川センター	(0533)89-2238	○犬山市消費生活センター	(0568)44-0398
・東三河消費生活蒲郡センター	(0533)66-1204	○常滑市消費生活センター	(0569)47-6116
・東三河消費生活田原センター	(0531)23-3818	○江南市消費生活センター	(0587)53-0505
・東三河消費生活新城センター	(0536)23-6260	○小牧市消費生活センター	(0568)76-1119
○名古屋市消費生活センター	(052)222-9671	○稲沢市消費生活センター	(0587)32-2594
○岡崎市消費生活センター	(0564)23-6459	○東海市消費生活センター	(052)603-2211
○一宮市消費生活相談窓口	(0586)71-2185	○大府市消費生活センター	(0562)45-4538
○瀬戸市消費生活センター	(0561)88-2679	○知多市消費生活センター	(0562)36-2688
○知多半田消費生活センター (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	(0569)32-2444	○知立市消費生活センター	(0566)95-0195
		○尾張旭市消費生活センター	(0561)53-2111
○春日井市消費生活センター(市民活動推進課)	(0568)85-6616	○岩倉市消費生活センター	(0587)37-7867
○海部地域消費生活センター (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)	(0567)23-0150	○豊明市消費生活センター	(0562)85-3712
		○日進・東郷消費生活センター	(0561)56-0039
○碧南市消費生活センター	(0566)41-3311	○清須市消費生活センター	(052)325-5151
○刈谷市消費生活センター	(0566)91-1195	○北名古屋市消費生活センター	(0568)22-1111
○豊田消費生活センター	(0565)33-0999	○みよし市消費生活センター	(0561)32-8015
○安城市消費生活センター	(0566)71-2235	○扶桑町消費生活センター	(0587)93-1111

消費者ホットライン(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

188 いやや(嫌や!)